

**【横浜市】様々な取り組みにより積極的な就労支援を展開**

**保護世帯数**

42, 926世帯（平成21年12月末現在）

**事業実績**

年度	14	15	16	17	18	19	20
就労支援専門員数	2人	2人	9人	22人	25人	25人	25人
支援者数	81人	75人	928人	1,871人	2,293人	2,251人	2,225人
就労した者の数	41人	52人	594人	1,015人	1,415人	1,401人	1,193人
上記のうち保護廃止世帯数	11世帯	8世帯	159世帯	260世帯	343世帯	312世帯	234世帯
年間の保護費縮減額(※)	20,320千円	28,477千円	25,2,326千円	471,654千円	645,182千円	592,778千円	518,899千円
事業費(当初予算)	8,787千円	8,205千円	36,357千円	92,126千円	128,511千円	132,117千円	131,507千円

※ 就職したことによる月の保護費縮減額に、年度内の残月数をかけた額の合計

**その他**

- 就労支援の手引きを作成
- 就労支援の実施にあたって
  - ・ アセスメントシートによりアセスメントを的確に行い、就労のために活用できる社会資源の利用を検討し、その取り組み内容を「就労支援検討会」で組織的に検討を行う。これにより、被保護者に対する処遇の向上や、組織内における相談技術の共有が図られた。
  - ・ 被保護者とケースワーカーが「目標確認シート」と一緒に作成し、シートの完成後、被保護者本人が確認のサインをすることを規定。これにより、被保護者が主体的に自らの自立に向けて取り組むことが意識されるようになった。
  - ・ 3ヶ月ごとに支援経過を確認し、取組状況を評価する。その際、必要に応じて評価シートを作成し、支援方針を再検討。
- 無料職業紹介事業の実施
  - ・ 就労支援をより効果的に推進するため、横浜市を事業者、18区福祉保健センター保護課保護係を事業所とする、地方公共団体による無料職業紹介事業の届出を行った。
  - ・ 求人開拓を民間に委託し、そこから派遣された求人開拓員が被保護者のニーズに合った求人を企業等から開拓する。受理された求人は、あらかじめ登録されている求職者の稼働能力や希望とマッチングを行い、条件が適合した求人は、就労支援員が直接職業紹介・斡旋を行う。
  - ・ 就職に必要となる知識やスキルの習得を目的とし、対象を被保護者に絞ったセミナーを毎月開催する。このことにより、被保護者の就労に対する意識の向上を図る。

**【千代田区】週2日、事業委託先のNPO法人から派遣**

**保護世帯数**

529世帯（平成21年12月末現在）

**支援対象者及び達成者**

対象者52名、達成者11名（新規就労の開始及び增收の就労達成）（平成21年4月～12月）

**委託額**

約3,000千円

**就労支援員数**

1名

事業実施方法

福祉事業を実施している企業組合へ委託し、週2回、就労支援員1名の派遣を受けている。

**【杉並区】就労支援員の配置と事業委託を併用**

保護世帯数

5, 362世帯（平成21年12月末現在）

支援対象者及び達成者（就労支援員の配置分）

対象者185名、達成者71名（実際に就労・增收した者）（平成21年4月～12月）

支援対象者及び達成者（委託分）

対象者110名、達成者55名（実際に就労・增收した者）（平成21年4月～12月）

事業費

約26,823千円

支援員数

就労支援員3名及び事業委託として2名

事業実施方法

通常の就労支援のみのケースは就労支援員が行う。就労支援のみならず、債務整理など複合的な対応を必要とする困難ケースは委託にて支援を行うこととしている。

また、局第12-1-(2)-アにより、就労支援員の活動をもって、現業員の訪問調査に代えることが可能である。

(参考)

局第12-1-(2)

ア 家庭訪問

少なくとも1年に2回以上訪問すること。

なお、被保護者本人からの（平成17年3月31日付社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる）個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との連絡により必要な状況確認ができる場合には、その報告や連絡を3回目以上の家庭訪問とみなすこととして差し支えない。

申請件数の増加により現業員の負担が増し、十分な就労支援や訪問調査の時間を確保することが困難となっている中で、就労支援員の配置を通じて、より積極的な就労支援を行うことができるだけでなく、現業員の訪問調査による負担を軽減することも可能である。都道府県に積み増しされる基金を積極的に活用いただき、生活保護受給者に対する就労支援の更なる積極的な取り組みをお願いする。

#### ウ 就労意欲喚起等支援事業の更なる活用について

これまで支援の対象にはなりにくかった特に就労意欲の低い方についても、重点的に就労支援を行う必要があることから、平成21年度より「就労意欲喚起等支援事業」を実施している。

具体的な事業内容としては、

- ① 就労意欲や生活能力・就労能力が低いなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対して、既存の就労支援策へスムーズにつなげるための前段階として、就労意欲の喚起、生活能力・就労能力の向上のための支援
- ② 就労意欲や生活能力・就労能力が特に低いなど個別性の高い支援が必要である被保護者、ハローワークの活用が困難な地域の被保護者、就労支援員が配置されていない福祉事務所の被保護者等に対して、就労意欲の喚起から職業訓練、職業紹介、就職活動、離職防止に至るまでの総合的な支援

これらの支援策を地域資源であり専門的な経験・知識等を持つ社会福祉士会、NPO法人や民間職業紹介事業者等に委託するなどを通じて、効果的に事業を実施するものである。

平成21年12月現在、本事業の活用状況は以下のとおりである。

#### 【平成21年度 就労意欲喚起等支援事業実施自治体】

実施主体	実施方法	事業内容
北海道釧路市	委託	就労意欲の喚起から、職業訓練等の総合的支援を行う
千葉県	雇用	嘱託職員やキャリアカウンセラー等により、働くことの意味からハローワーク等の活用法、履歴書の作成等までをセミナー形式で説明・研修を行う
大阪府吹田市	委託	就労支援員により、就労支援及び自立支援を図る
福岡県大牟田市	委託 雇用	本事業のコーディネーターとして臨時職員を雇用し、長期間就労していない等、就労に不安を抱える者や就労意欲の低い者を対象に委託事業所と連携し、就労体験を実施していくことで就労意欲の喚起を行う
宮崎県日向市	雇用	自立生活相談員を配置し、社会的自立が困難な被保護者に対し、実生活に即した適切な助言、相談及び指導を行うとともに、勤労意欲の喚起、ハローワークへの同行訪問を行う
沖縄県宜野湾市	雇用	求職活動が不十分な者、就労促進が必要な者に対し、就労意欲促進を図る
大阪市	委託	キャリアカウンセラーの派遣を受け、就労意欲の低い者へのカウンセリングや職員研修等を行う
神戸市	委託	就労が困難な母子世帯に対し、社会福祉施設等で職業訓練等を実施し、就労を支援する
福岡市	委託	就労意欲喚起のためのカウンセリング、職業紹介等の支援事業を行い、就労意欲の助長を図る
旭川市	委託	①年齢や経験等により求職活動が停滞気味の者や、近い将来求職活動に入る予定の者等を対象に、就労意欲の喚起等を図る ②一般就労が困難な者に対し、ボランティアやカウンセリングを通じて、各人に応じた社会参加、就労体験の場を提供することにより、社会的自立を促進する
青森市	委託	社会福祉法人等の協力のもと、就労を体験する場を提供してもらい、生きる自信を回復するとともに、就労意欲の向上を目指す

大津市	委託	就労能力向上のため就業体験事業（農作業従事）などの職業訓練を行う
東大阪市	委託	キャリアカウンセラーや社会福祉士等の派遣を受け、カウンセリングの実施等により就労意欲を喚起する
宮崎市	雇用	就労意欲喚起相談員を配置し、面接相談の段階から就労意欲喚起等を含めた就労支援を行う

以下に、積極的に就労意欲喚起等支援事業を実施している自治体の取り組み例を紹介する。

#### 【大牟田市】就労体験事業を外部へ委託している事例

##### 保護世帯数

2,974世帯（平成21年12月末現在）

##### 支援対象者及び達成者

対象者28名、達成者3名（実施に就労・增收が決定したもの）

##### 事業概要

長期間就労していない者、就労に不安を抱える者、就労意欲の低い者を対象に、委託事業所と連携し、就労体験を実施していくことで就労意欲の喚起を行う。

##### 事業実施方法

- ・動物園、介護施設、障がい者施設（NPO法人）へ委託し、それぞれ動物園就労意欲喚起等支援事業、介護施設就労意欲喚起等支援事業、障がい者施設就労意欲喚起等支援事業として実施。
- ・動物園では草取りやエサやりなど、介護施設では通所のレクへの参加、話し相手、ホームヘルパー補助など、障がい者施設では作業所での作業に参加しながらコミュニケーションを図る、といった活動を行っている。
- ・本事業への参加者の日程調整や委託先事業者との連携を担当するコーディネーターとして、非常勤職員を1名採用。

##### 効果

- ・就労に結びつくなど数値的に評価出来る効果がある一方で、社会参加の促進など数値には表れない効果も多い。
- ・参加者より、生きがいを感じている、このままここで働きたい、といった声が上がっている。

本事業については、地域の社会福祉士会、NPO法人や民間職業紹介事業者等にあまり知られていない状況も見受けられるので、こうした民間団体等の協力を得つつ、本事業のより一層の活用をお願いしたい。

### 3 平成22年度生活保護基準について

#### (1) 子ども手当の施行に伴う対応について

子ども手当は、中学校修了までの児童を対象に、現行の児童手当と併せて子ども1人当たり月額1万3千円が支給されるものであり、平成22年度予算（案）において所要額が計上されたところである。

子ども手当の支給にあわせて、生活保護制度における同手当の取扱いについては、子ども手当は収入認定の対象となるが、子ども手当の効果が被保護世帯に及ぶよう、所要の措置を行うこととしている。

具体的には、現行の児童手当における取扱いと同様、子ども手当を収入認定した上で、児童養育加算を拡充し、基準額を子ども手当と同額の1万3千円まで引き上げるとともに、対象者を中学校修了までの児童に拡大することとしている。

なお、子ども手当の初回支給月は平成22年6月であるが、児童養育加算の改定は、子ども手当の施行にあわせ、平成22年4月から行うこととしているのでご留意願いたい。

また、現在、児童手当を受給している者（今年度末で小学校を修了する児童を養育するものを含む。）については、改めて子ども手当の認定請求を行う必要はないが、4月から中学2・3学年となる児童を養育する者については、子ども手当の新規対象者として、住所地の市区町村長の認定を受けなければならないとされている。このため、保護の実施機関におかれでは、対象となる世帯に対する必要な助言、指導をお願いする。

#### (2) 平成22年度生活扶助基準について

##### ア 母子加算の支給について

母子加算については、三党連立政権合意を踏まえ、子どもの貧困解消を図るため、平成21年12月より復活したところであるが、平成22年度においても、引き続き支給することとし、平成22年度予算（案）において所要の経費を計上したところである。

母子加算（月額） 23,260円 （在宅、1級地、児童1人の場合）

※ 平成21年度と同額

#### イ 平成22年度生活扶助一般基準について

生活扶助基準は、一般国民の消費水準との均衡を適切に図るため、国民の消費動向や社会経済情勢等を総合的に勘案して、改定することとしている。

平成22年度については、完全失業率が5%を超え高水準で推移するなど、現下の厳しい経済・雇用状況を踏まえ、国民生活の安心が確保されるべき状況にあることにかんがみ、据え置くこととした。（別紙1参照）

#### （3）公立高校の授業料無償化等に伴う対応について

平成22年度予算（案）において、公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金（私立高校生について、就学支援金を支給することにより、世帯の教育費負担を軽減する制度。被保護世帯を含む低所得世帯については、年間約24万円が支給される予定。別紙2参照）の導入が盛り込まれたところである。

本制度は、被保護世帯も対象としていることから、同制度の実施により、平成22年4月から、①公立高校に通う生徒については授業料が不徴収となり、②私立高校等に通う生徒については、高等学校等就学支援金の支給（学校設置者が代理受領する取扱いとなる予定）により、授業料（年額）が約24万円減額される取扱いとなる。

このため、同制度の対象となる者については、現行の高等学校等就学費における授業料の支給は行われないこととなる。

なお、同制度の対象外である高等専門学校の4・5学年生に対する授業料については、同制度に基づく就学支援金の額を上限に、高等学校等就学費として支給できるよう改正する予定であるので、あわせてご了知願いたい。

#### （4）その他

生活扶助（重度障害者他人介護料）、住宅扶助（住宅維持費）、出産扶助（施設分娩）、生業扶助の技能修得費（高等学校等就学費を除く。）及び葬祭扶助については、それぞれの扶助の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

(別紙1)

## 平成22年度予算(案)における基準額(月額)の具体的事例

### 1. 標準3人世帯【33歳、29歳、4歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	175,170	167,870	160,580	153,270	145,980	138,680
住宅扶助 (注1)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	244,970	226,870	213,580	199,270	186,080	172,780
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注2)	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:千葉市、2級地-1:高松市、2級地-2:日立市、3級地-1:輪島市、3級地-2:八代市とした場合の21年度における上限額の例である。

注2 就労収入が10万円の場合の例。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

### 2. 高齢者単身世帯【68歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	80,820	77,190	73,540	69,910	66,260	62,640
住宅扶助 (注)	53,700	45,000	41,000	35,400	31,000	26,200
合計	134,520	122,190	114,540	105,310	97,260	88,840
医療扶助、介護扶助等	上記額に加えて、医療、介護等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:千葉市、2級地-1:高松市、2級地-2:日立市、3級地-1:輪島市、3級地-2:八代市とした場合の21年度における上限額の例である。

### 3. 母子2人世帯【30歳、4歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	152,620	147,380	140,530	135,280	128,440	123,190
住宅扶助 (注1)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	222,420	206,380	193,530	181,280	168,540	157,290
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注2)	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
医療扶助等	上記額に加えて、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:千葉市、2級地-1:高松市、2級地-2:日立市、3級地-1:輪島市、3級地-2:八代市とした場合の21年度における上限額の例である。

注2 就労収入が10万円の場合の例。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

# 公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金の創設

平成22年度予定額 3,933億円(新規)

## 趣 旨

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公立高校の授業料を無償化するとともに高等学校等就学支援金を創設して、家庭の教育費負担を軽減する。

## 制度概要

- 対象となる学校種は、国公私立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年生)、専修学校・各種学校等(高等学校に類する課程として文部科学大臣が指定するもの)。
- 公立の高等学校(中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)を含む。)については授業料を不徴収とし、地方公共団体に対して授業料収入相当額を国費により負担。
- 私立学校の生徒については、高等学校等就学支援金として授業料について一定額(118,800円)を助成(学校設置者が代理受領)することにより、教育費負担の軽減を図る。
- 私立学校に通う低所得世帯の生徒については、所得に応じて、助成金額1.5~2倍した額を上限として助成する。

年収250万円未満程度 237,600円(2倍)

年収250~350万円未満程度 178,200円(1.5倍)

### 公立高校 - 不徴収による授業料無償化 -

生徒

国

国費負担により授業料を不徴収に

授業料収入相当額

公立高等学校運営費

都道府県・市町村等

### 私立高校等 - 就学支援金の支給により、教育費負担を軽減 -

生徒

国

支 給 上 限 額  
118,800円~237,600円

就学支援金額を  
授業料から減額

経由して申請

就学支援金の費用  
を国費で負担

学校設置者

都道府県

「就学支援金」を代理して受領

〔国立学校については、国から  
直接学校設置者へ支給〕

## 4 漏給防止・濫給防止対策の推進等について

### (1) 無料低額宿泊施設等について

無料低額宿泊施設及び法的位置付けのない施設（以下「無料低額宿泊施設等」という。）については、実態調査を実施し、平成21年10月に集計結果の公表を行ったところである。

本調査により、一部の施設において不適切な事案が見受けられたことを踏まえ、早急に講じる対策として、以下の事項について留意いただくよう、平成21年10月に各自治体に対して通知を発出したところである。

- ① 訪問調査の徹底及び劣悪な住環境にある場合などの転居支援
- ② 消防署が行う防火安全対策への協力
- ③ 未届施設に関する関係部局との連携
- ④ 生活保護費の本人への直接交付の徹底
- ⑤ 無料低額宿泊施設の収支状況の公開の徹底

上記の事項に関するその後の改善状況等については、平成21年末にフォローアップ調査を実施し、現在集計中であるので、その結果がまとまり次第各自治体にお知らせする。フォローアップ調査の結果を踏まえ、引き続き無料低額宿泊施設等に対する指導とそこに入居している生活保護受給者に対する適切な支援をお願いする。

また、入居者に対する適切な支援を行う無料低額宿泊施設に対して財政支援するため、平成22年度予算（案）に居宅生活移行支援事業を創設したところである。

具体的には、生活保護受給者に対して、自立・就労を支援する職員を配置する無料低額宿泊施設に対して財政支援（100ヶ所程度）することとしている。

また、最近、無料低額宿泊施設等の劣悪な住環境に入居しながら福祉事務所の訪問調査が行われておらず、長らく福祉事務所としても実態が把握できていなかった事例が見受けられる。このため、平成21年度第二次補正予算により各自治体に増配置する「住宅確保・就労支援員」（1の（2）参照）を活用して、無料低額宿泊施設に入居している生活保護受給者に対する定期的な巡回相談・支援体制が強化されるようお願いする。

なお、昨今報道等で指摘されている無料低額宿泊施設等に対する法規制の是非を含めた無料低額宿泊施設等のあり方については、平成21年10月に省内に検討チーム

を設け、元入居者やその支援者、事業者、地方自治体等関係者からのヒアリング等を行っているところであるが、対応可能なものから随時速やかに実施していくこととしているので、ご了知願いたい。

## (2) 保護の相談・申請時における適切な窓口対応について

### ア 失業等により生活に困窮する方々への支援の留意事項について

先般、政府の「緊急雇用対策」（平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定）に基づき、失業等により生活に困窮する方々への支援として、ハローワークにおけるワンストップ・サービスが実施されたところである。職員の派遣等、ご協力いただいた関係地方公共団体には改めて厚く御礼申し上げる。

当該事業の実施に当たっては、利用者の方々から高い評価をいただいたところであるが、一方、失業等により生活に困窮する方々への支援について課題も生じている。各自治体におかれでは、引き続き「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」（平成21年3月18日社援保発第0318001号保護課長通知）及び「失業等により生活に困窮する方々への支援の留意事項について」（平成21年12月25日社援保発1225第1号保護課長通知）の趣旨を再度ご理解いただき、失業等により生活に困窮する方々への支援に当たっては、ハローワーク等の関係行政機関やホームレス支援を行うNPO法人等の民間団体と連携の上、効果的で実効ある生活保護制度の運用に努められたい。

### イ 他法他施策の活用について

昨今、低所得者等に対する各種施策が新たに実施されており、特に、「就職安定資金融資事業」（平成20年12月より実施）、「訓練・生活支援給付金」及び「訓練生活支援資金融資」（平成21年7月より実施）、「住宅手当緊急特別措置事業」（平成21年10月より実施）、「総合支援資金」（平成21年10月より実施）、「臨時特例つなぎ資金」（平成21年10月より実施）などについては、生活保護の適正な運用と生活保護受給者の自立支援の推進の観点から、保護の実施機関に対してもこれらの施策を周知し、理解を促されたい。なお、各々の施策の概要については参考資料をご参照いただきたい。

保護の実施機関においては、これらの施策のうち給付制度の活用が可能と考えら

れる方から生活保護の相談を受けた場合は、保護の補足性の考え方について相談者に説明し、これらの施策に関する情報を相談者に提供するとともに、必要に応じてその活用を図られたい。なお、各事業の趣旨を十分理解の上、例えば貸付制度や住宅手当などについては、活用を強要することのないよう十分留意されたい。

### (3) 年金担保貸付利用者の取扱い

年金担保貸付を利用している方への対応としては、「生活保護行政を適正に運用するための手引きについて」（平成18年3月30日社援保第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき実施しているところであるが、昨年度の全国会議においてお示ししたとおり、現在、年金局及び（独）福祉医療機構とともに、以下の対応を検討しているところである。

- ① 年金担保貸付を契機に生活が困窮する事態とならないような金融機関での貸付審査時の対応
- ② （独）福祉医療機構に対し情報提供する生活保護世帯の対象範囲の拡大
- ③ 年金担保貸付を利用したことにより過去に生活保護を受給した方に対する、一定の貸付制限

このうち、①については、本年2月から年金担保貸付に関し金融機関における審査方法等の取扱いが変更され、満額返済の廃止や貸付審査の強化等を行うことで、年金担保貸付の利用により生活に困窮する事態が可能な限り生じない取扱いに改正されたところである。

特に、過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがある方に対し、資産活用の要件を満たさないものと解して保護を適用しない場合等については、直ちに急迫した状況に陥ることのないよう必ず返済期間の延長を助言すること。

また、②については、現在のエラー発生状況を勘案すれば、貸付窓口となる金融機関での混乱が予想されるため、エラ一件数が減少されない限り実施は困難な状況である。

については、当省に対し情報提供する際に、記載誤りや記載漏れがないか事前に十分確認いただくようお願いする。厚生労働省としても、提供していただいた情報をデータベース化する業務を委託している業者に対し、入力時にエラーを発見した場合は隨時福祉事務所に確認する業務を、平成21年10月から新たに委託したところであ